

平成十四年七月十九日提出
質問第一四三号

国家公務員の定年前早期退職者に対する特例による割増退職金の実態に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

国家公務員の定年前早期退職者に対する特例による割増退職金の実態に関する質問主意書

一 国家公務員のうち、定年前早期退職者に対する特例による割増退職金を受け取った方が、平成十一年度九三〇四人、平成十年度は八二五九人とのことだが、平成十二年度、平成十三年度の数字をお教え願いたい。

二 平成十年度から平成十三年度まで、それぞれの年度で、割増退職金の額が最高だった退職者についてお尋ねする。

1 その退職者の所属省庁及び支給割増額と退職金合計額それぞれを年度ごとにお示し願いたい。

2 その退職者が天下りをしていれば、その天下り先一覧（渡り歩いた場合はその先すべて）をお示し願いたい。

3 その退職者の天下り先で得た報酬合計額（第一回目の天下り先を退職されていれば退職金も含む、渡り歩いていれば総計）と天下り先の在籍年月をお示し願いたい。

4 その退職者が仮に定年まで役所につとめていたとすると、その間の推定報酬はいくらか。また定年退職時の推定退職金はいくらか。それぞれお示し願いたい。

三 平成十年度から平成十三年度まで、それぞれ毎年の定年前早期退職者に対する特例による割増退職金（割増分のみ）の総額をお示し願いたい。

四 平成十年度から平成十三年度まで、定年前早期退職者に対する特例による割増退職金を受け取った方のうち、いわゆるキャリア官僚（国家公務員採用一種・上級等試験採用）の方は何人おられるか。年度ごとにお示し願いたい。

五 平成十年度から平成十三年度まで、定年前早期退職者に対する特例による割増退職金を受け取った方のうち、いわゆる自己都合で定年前に退職された方は何人おられるのか。年度ごとにお示し願いたい。

六 平成十年度から平成十三年度まで、定年前早期退職者に対する特例による割増退職金を受け取った方のうち、いわゆる自己都合でなく、定年前に退職された方は、どのような理由による退職か、それぞれ年度ごと理由ごとに人数をお示し願いたい。その理由とは、退職勧奨の記録に関する省令に規定される退職勧奨の記録における、「退職勧奨の理由」の欄に記載されるものである。

七 総務省によるとこの定年前早期退職者に対する退職手当に係わる特例を設けている理由は「国家公務員の身分が定年まで保障されているにもかかわらず、専ら官側の都合により定年前に退職を余儀なくされた

者に対し、定年前早期退職に伴う不利益を甘受させることは適当でないため、それらの者が定年まで勤務して退職する者に比べて大きな不利益を被ることのないよう配慮する必要がある」とのことである。

この文言に従えば、定年前に退職して、天下りをした方に関しては、定年前早期退職者に対する特例による割増退職金を全額支払う必要がないと考えられる。

天下りされた方にも割増退職金を全額支払うことは、国民感情からみても適切であると考えられるのか。小泉純一郎総理大臣にリーダーシップあるお答えを期待する。

八 天下りをした方に関しては、割増退職金の支給をストップするあるいは、減額するなどの措置及び法的措置を検討する用意があるかどうか、小泉純一郎総理大臣にお尋ねする。リストラ等吹き荒れ、厳しい民間の待遇に比べて官僚の待遇が乖離しすぎているという現状を認識頂き、お答えを願いたい。

右質問する。